

令和3年度静岡大学自己点検・評価報告書

令和4年11月4日

評価会議

静岡大学は1949年に新制国立大学の一つとして発足しました。それ以来70年以上の間、静岡県内において国立の総合大学として、静岡県全体の均衡ある発展のために貢献をしてきたと言えます。その歩みの中で、静岡県内はもとより全国各地、更には海外においても活躍する多くの卒業生を輩出してきました。静岡大学は今後もその歩みをとどめることなく、更なる発展をめざして前進していくことが求められています。

現在、日本社会は人口減少という大きな課題に直面しており、2040年には大学進学者数が現在よりも12万人余り減少すると言われていています。まさに、高等教育機関にとっては厳しい現実が待ち受けているということになります。このような時代状況にあっても、静岡大学が輝きを放ち続け、その存在感を高める取り組みを続けていくことは、とても大切なことです。そのために、静岡大学は今後も地域のステークホルダーとの対話を通じて、地域のニーズを把握するだけでなく、それを基にした教育研究の充実を進め、プレゼンスの向上に力を尽くしていきたいと思えます。更に、産学官の連携を一層強め、豊かな未来社会を構築するための取り組みにも力を尽くしていく必要があると考えています。そして、これからも地域社会からの期待と信頼に応える静岡大学を、教職員の皆様と共に築き上げていく所存です。

静岡大学長(統括責任者)

日 詰 一 幸

静岡大学では、教育研究水準の向上と活性化、地域社会への貢献等の社会的責任を果たすため、国立大学法人静岡大学学則第2条、静岡大学評価規則第4条第4項に基づき、令和2年度に「静岡大学における内部質保証に関する方針」を整備することで、これまでの内部質保証に関する評価体制を強化し、本学の教育研究活動の現況について、自己点検・評価を実施しています。

総括責任者を学長とし、評価会議議長が自己点検・評価責任者となり、「全学教育基盤機構長」、「国際連携推進機構長」、「情報基盤機構長」、「附属図書館長」、「施設・マネジメント委員長」が、推進責任者として内部質保証を推進する体制をとっています。

令和3年度においては、静岡大学自己点検・評価に関する実施要項の別表における基準と観点を基に、全学的な自己点検・評価を実施し、その結果を評価会議において、自己点検評価書として取りまとめました。内部質保証の継続的な改善と向上に関する取組は、本学の将来の発展につながるものであり、この自己点検・評価に基づく改善も責任を持って進めています。

今後とも静岡大学の教育研究水準の向上と社会的責任を果たすため、自己点検・評価を推進し、内部質保証の向上に努める所存です。

評価会議議長(自己点検・評価責任者)

金 原 和 秀

令和3年度自己点検評価について

令和3年度の自己点検評価は、令和3年3月に構築した内部質保証体制の下で、「静岡大学における内部質保障に関する方針」に基づき実施した。

平成30年度から令和元年度に部局ごとに組織評価(自己評価及び外部評価)を実施しており、その結果を全学の自己点検評価に活用することとし、各推進責任者において所掌する会議や委員会で作成した自己点検・評価要項に記載された評価の項目に基づき、全学的な視点で、組織評価の結果の再点検を実施した。

各推進責任者の下で行われた全学的な視点での自己点検・評価結果について、本学における内部質保証機能が適切に発揮されているか、今後の改善事項及び必要な対応計画が提示されているかを評価会議において議論し、静岡大学の自己点検・評価としてまとめたところである。

自己点検・評価の結果は以下のとおりである。把握した課題については、統括責任者である学長のリーダーシップの下、評価会議を中心に改善策を策定し、改善を図っていくこととする。

1. 教育課程

教育については、全学教育基盤機構を構成する全学教育内部質保証委員会及び大学院教務・入試委員会において、静岡大学自己点検・評価に関する実施要項の別表(以下「別表」という。)における基準と観点、及び静岡大学における教育等の内部質保証に関する自己点検・評価要項における本委員会が担当する項目について、平成30年度から令和元年度に部局ごとに実施した組織評価の結果やその改善状況、令和3年度に受審した機関別認証評価結果をもとに自己点検・評価を実施した。

別表の5-2-1(学士課程)及び5-6-1(大学院課程)の観点である「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に定めていること」については、中央教育審議会のガイドラインで示されている3つの事項(①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針)が明確かつ具体的に明示されていない部局があることを確認した。なお、この点については、令和3年度に受審した機関別認証評価でも指摘があった事項である。

別表の5-2-2(学士課程)及び5-6-2(大学院課程)の観点である「教育課程の編成・実施方針に基づいて教育課程が体系的に編成され、その内容水準が授与される学位名において適切なものであること」については、全学的にカリキュラム・マップは策定しており、授業科目と学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の関係性を明示し、教育課程において必要な授業科目が過不足なく設定されていることを検証することはできるが、カリキュラム・マップでは、授業科目の履修順序や授業科目間の相関関係を明示することやその検証には不十分であることを確認した。

別表の5-3-3(学士課程)及び5-7-3(大学院課程)の観点である「適切なシラバスが作

成され活用されていること」については、「半期 15 週 16 回授業の実施方針」に基づいた記載となっていないシラバスがあることが確認された。この点については、令和 3 年度に受審した機関別認証評価でも指摘があった事項である。

別表 5-4-3（学士課程）及び別表 5-8-3（大学院課程）の観点である「成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていること」については、令和 3 年度に「静岡大学単位認定等に関する規程」を改正し、授業科目ごとに掲げている「授業の目標」から見た到達度を基に成績評価を行うことを明確化したが、授業科目ごとの成績分布を調査したうえで、授業内容の水準や授業方法、成績評価の適正化を図ることにより、成績評価の信頼性を確保する必要があることを確認した。この点については、令和 3 年度に受審した機関別認証評価でも指摘があった事項である。

これらを踏まえて以下のとおり課題を取りまとめ、全学教育内部質保証委員会での改善案として決定した。

- ①教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の確認及び改正
- ②カリキュラム・ツリーの策定状況を確認し、全学としての策定方針を検討
- ③全学的なシラバスの点検
- ④成績評価分布の検証

2. 施設設備

施設・環境マネジメント委員会において、静岡大学自己点検・評価に関する実施要項の別表における基準と観点及び静岡大学における施設管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項の 3. 自己点検・評価の項目をもとに、平成 30 年度から令和元年度に部局ごとに実施した組織評価の結果やその改善状況、大学機関別認証評価の結果、教職大学院認証評価の結果、令和 3 年度学びの実態調査結果、卒業生・修了生アンケート結果、及び施設課における諸課題を確認した。

特に静岡キャンパスの再開発整備の観点では、最も老朽化が進んでいる共通教育棟の整備と共に、新学部「グローバル共創科学部（仮称）」の設置を踏まえ必要となる整備、そして、講義スペースの集約化や運用面の効率化を図るため、『共通講義棟の整備』を一体的に検討し、推進することが最重要であることが確認された。

これらを踏まえて、全学的に把握すべき課題を以下のとおり取りまとめ、施設・環境マネジメント委員会での改善案として決定した。

- ① 静岡キャンパスの共通講義棟の整備計画

情報戦略委員会において、静岡大学自己点検・評価に関する実施要項の別表における基準と観点及び静岡大学における情報基盤の内部質保証に関する自己点検・評価要項の 3. 自己点検・評価の項目を基に、平成 30 年度から令和元年度に部局ごとに実施した組織評価の結果やその改善状況、令和 3 年度における第三者 JACO による ISMS・SMS の評価、令和 3 年度

学びの実態調査結果を確認した。

特に別表 7-1-2 の観点では、令和 2 年度に着手した通信スイッチの容量拡大に続き、令和 3 年度には SINET との接続回線を 1 Gbps から 10Gbps へ拡大するとともに、セキュリティ対策の一環として、Office365 における 2 要素認証を実現した。

また、令和 2 年度改善策として実行したもののうち、実施時期が令和 4 年度以降であった事項（Wi-Fi 環境の整備、教育用ソフトウェアの更新）については、引き続き改善を進めていくことを確認した。

なお、第三者 JACO による ISMS・SMS の評価及び学びの実態調査の「コンピュータの施設や設備」、「インターネットの使いやすさ」の項目においては、修正及び是正措置を要求する事項はなかった。

これらを踏まえて、全学的に把握すべき課題を以下のとおり取りまとめ、情報戦略委員会での改善案として決定した。

- ① Wi-Fi 環境の整備
- ② 教育用ソフトウェアの更新

附属図書館委員会において、静岡大学自己点検・評価に関する実施要項の別表における基準と観点及び静岡大学附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項の 3. 自己点検・評価の項目をもとに、平成 30 年度から令和元年度に部局ごとに実施した組織評価の結果やその改善状況、令和 3 年度学びの実態調査結果、図書館概要、図書館利用学生モニターからの図書館への意見を確認した。

特に図書館における学習環境整備の観点（別表 7-1-3）、及び学習支援の観点（別表 7-2-2）では、令和 2 年度改善策として令和 3 年度に開館時間の検討を行った。今後も引き続き利用状況とコストを考慮して検討を継続する。また、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症対策による利用制限が必要な状況であるため、大学の活動方針レベルに合わせて図書館サービス内容の検討を続け、オンラインによる図書館セミナー・講習会等の実施や学生用電子ブックの整備を行い、非来館型図書館サービスの強化を図った。この他に施設・設備整備の観点（別表 7-1-1、8-1-1）では、老朽化した入退館システムの更新により入退館管理の改善を行った。

これらを踏まえて、引き続き検討すべき課題を以下のとおり取りまとめ、附属図書館委員会での改善案として決定した。

- ① 図書館開館時間等の検討

3. 学生支援

学生支援については、全学教育基盤機構を構成する学内共同教育研究施設等の 1 つである学生支援センターに置かれた全学キャリアサポート委員会、学生相談委員会、全学学生委員会、障害学生支援委員会において、静岡大学自己点検・評価に関する実施要項の別表にお

ける基準と観点及び静岡大学における教育等の内部質保証に関する自己点検・評価要項の
3. 自己点検・評価の項目をもとに、平成30年度から令和元年度に部局ごとに実施した組織評価の結果やその改善状況、令和3年度監事業務監査改善要望事項、令和3年度学びの実態調査などを確認した。

特に別表7-2-4の観点では、平成31年3月自己評価報告書の観点6-3-①の改善を要する点とされた学生相談員及び相談室が十分に整備されているといえない状況について、令和3年度までに浜松キャンパスの「障害学生支援室」の専用居室を確保し、改善に努めてきたが、相談員については改善が遅れている。

別表7-2-5の観点では、令和3年度監事業務監査改善要望事項において、学生の生活経済面の支援継続が指摘された。

また、令和2年度改善策として令和3年度に障害学生支援講演会の開催を検討したが、コロナ禍の影響により未実施となったため、令和4年度には開催し継続していくこととしている。

これらを踏まえて以下のとおり課題を取りまとめ、各委員会での改善案として決定した。

- ①就職相談室利用者への調査と調査結果に基づく運営改善【全学キャリアサポート委員会】
- ②学生相談体制の充実、環境整備【学生相談委員会】
- ③学生への継続的な経済的支援【全学学生委員会】
- ④障害学生支援に関する教職員向け研修・啓発活動【障害学生支援委員会】

4. 学生受入

入学者選抜については、全学教育基盤機構を構成する全学入試委員会及び大学院教務・入試委員会において、静岡大学自己点検・評価に関する実施要項の別表における基準と観点及び静岡大学における教育等の内部質保証に関する自己点検・評価要項の3. 自己点検・評価の項目をもとに、平成30年度から令和元年度に部局ごとに実施した組織評価の結果やその改善状況、入学者選抜の志願者数の推移や入学試験状況などを確認した。

別表4-1-3の観点「入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。」は、大学院入試においても同様に実施することされているが、令和3年度の大学院入試において、3件の入試事故が発生したことを確認した。

別表4-2-1の観点「実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。」では、入学定員充足率（過去5年平均値）が、学科・専攻等レベルで「1.3倍未満、0.7倍以上」であることが必要とされているが、一部の部局において平成29年度から令和3年度の入学定員充足率の平均が1.3倍以上であることを確認した。なお、この点については、令和3年度に受審した機関別認証評価でも指摘があった事項である。

また、志願者、合格者及び入学者に関する事項の観点では、学部入試において、平成 29 年度入学者選抜（平成 28 年度実施）の一般選抜で 5 倍を超えていた志願倍率が、令和 2 年度入学者選抜（令和元年度実施）以降の 3 年間は 4 倍台前半で推移し、令和 3 年度入学者選抜（令和 2 年度実施）及び令和 4 年度入学者選抜（令和 3 年度実施）ではかろうじて 4 倍を超えたが、志願者数は、1,000 人以上減少している。また、令和 4 年度入学者選抜（令和 3 年度実施）では、人文社会科学部（夜間主コース）に加えて、教育学部の 2 専攻・専修及び理学部の 2 学科でも、欠員補充第 2 次募集を実施したことが確認された。

一方、入試企画及び広報に関する事項の観点では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和 2 年及び令和 3 年の 2 年間の夏季オープンキャンパスは、一部を除きオンラインのみの開催を余儀なくされ、キャンパス内での対面による学部説明会・進学相談及び模擬授業・研究室訪問など、高校生が直接本学を見学する機会を設定することができず、高校生向けの広報活動が十分とは言えない状況が確認された。

これらを踏まえて以下のとおり課題を取りまとめ、各委員会での改善案として決定した。

- ①夏季オープンキャンパスのハイブリッド化【全学入試委員会】
- ②大学院入試の入試事故の再発防止【大学院教務・入試委員会】
- ③入学定員充足率の適正化【大学院教務・入試委員会】

5. 留学生の受入・支援

静岡大学自己点検・評価に関する実施要項の別表における基準と観点及び静岡大学における国際連携推進機構の内部質保証に関する自己点検・評価要項の 3. 自己点検・評価の項目をもとに、平成 30 年度から令和元年度に部局ごとに実施した組織評価の結果やその改善状況、令和元年度実施の外部評価、ABP 受入状況を確認した。

特に別表 4-1-1 の観点では、留学生を含む学生受入は各部局のポリシーによって行なっているが、部局横断型の教育プログラムであるアジア・ブリッジプログラムに関しては、グローバル人材育成という観点から、「育成する人材像」は定められているが、【該当部局のポリシーを大括りする形での】「求める学生像」と「選抜の基本方針」が明示的に定められていない、といった事実が確認された。

また、令和 2 年度改善策として実行したもののうち、令和 3 年度末に改善が完了しなかった事項については、引き続き改善を進めていくことを確認した。

これらを踏まえて、全学的に把握すべき課題を以下のとおり取りまとめ、国際連携推進機構会議での改善案として決定した。

- ①【別表 4-1-1】アジア・ブリッジプログラムの「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」を明示的に定める。
- ②【別表 4-1-4】受入を検証する取組や、結果を入学者選抜の改善につなげる制度・体制をつくる。
- ③【別表 7-1-2】教室ではないが学生も活用するスペース（国際課のオフィス、共通教育

A棟5階、浜松国際交流ラウンジなど)のWi-Fi設備を設置または強化する。

- ④【別表 14-1-4】教育の国際化に向けた活動の改善のための取り組みを確実に実施していく。